



おしらせ

山田町役場 ☎82-3111

町のホームページアドレス

<https://www.town.yamada.iwate.jp>

カメラに向かってピース

各種相談会を開催 悩まずにご利用を

各種相談会が開催されます。全て無料で相談できますので、お気軽にご利用ください。

◎心配ごと相談所【4月】

▷相談日 ▶7日(水)…豊間根生活改善センター▶8日(木)…ふるさとセンター▶14日(水)…まちなか交流センター▶21日(水)…織笠コミュニティセンター▶28日(水)…船越防災センター

▷時間 午後1時半～3時
▷相談内容 普段の生活上の悩みごとや福祉のことについて

◆問い合わせ 山田町社会福祉協議会(☎82-3841)へどうぞ。

◎行政相談所

▷相談日 4月22日(木)
▷時間 午後1時半～3時半
▷場所 町中央コミュニティセンター第2研修室、集会室
▷相談内容 行政機関に対する意見や要望など

◆問い合わせ 町町民課地域安全係(内線126)へどうぞ。

◎山田町法律相談センター【4月】

▷相談日 6日(火)、13日(火)、20日(火)、27日(火)
▷時間 午前10時～午後3時
▷場所 町中央コミュニティセンター第1研修室
▷相談内容 法律に関する悩み事について

◎宮古地区法律相談【4月】

▷相談日 8日(木)、15日(木)、22日(木)
▷時間 午前10時～午後3時
▷場所 宮古市役所本庁舎1階(宮古市宮町)

▷相談内容 相続や金銭トラブルなどの法律に関することについて

▷申込先 宮古市市民相談室(☎62-2111)

◆問い合わせ 岩手弁護士会(☎019-623-5005)へ。

介護家族のための リフレッシュ教室

▷日時 4月15日(木) 午後1時～2時半
▷場所 まちなか交流センター
▷内容 講話「介護者の健康について」
▷講師 山田町地域包括支援センター保健師
▷参加費 無料
▷申込期限 4月12日
▷その他 ▶マスクを着用の上、ご来場ください。▶新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、内容変更や中止をする場合があります。

◆申込先・問い合わせ 山田町地域包括支援センター(☎82-3136)へどうぞ。

手話奉仕員を養成 受講生募集します

手話奉仕員養成講座(入門課程)を開催します。
▷開催期間 5月20日(木)～来年3月17日(木)の間の木曜日(全21回)
▷場所 イーストピアみやこ(宮古市宮町)

▷対象 18歳以上の町民
▷定員 若干名
▷テキスト代 3,300円
※受講料は無料
▷申込期限 4月16日
◆申込先・問い合わせ 町長寿福祉課地域福祉係(内線149)へどうぞ。

里親の研修会に 参加しませんか

宮古児童相談所では、乳幼児や中学生、高校生を里親として受け入れることができる人を対象に、養育里親・養子縁組里親研修を開催します。研修内容や里親制度について関心がある人はお問い合わせください。
▷開催時期 5月～6月
◆問い合わせ 宮古児童相談所(☎62-4059)へどうぞ。

農作物の被害対策 防止柵等へ補助金

町では、有害鳥獣による農作物への被害防止のため、電気柵などの購入費用に対し補助金を交付します。申請を希望する人は、お問い合わせください。
▷対象者 町民のうち農業者または町内で農業を行う団体
▷補助内容 購入に要する費用(税抜き)の3分の2以内の額 ※上限20万円
▷申請期限 来年3月31日
◆申請先・問い合わせ 町農林課農業振興係(内線213)へ。

折り紙で作ろう ミニランドセル

◎公民館講座「折り紙教室」
▷日時 4月17日(土)
①午前10時～11時半
②午後1時半～3時
▷場所 町中央公民館視聴覚室
▷内容 折り紙を使って、小さなランドセルを作ります
▷定員 各回8人(先着順)
▷参加費 無料
▷申込期限 4月15日
◆申込先・問い合わせ 町生涯学習課社会教育係(内線623)へ。

国民年金保険料の 学生納付特例制度

国内に住む20歳以上60歳未満の人は国民年金に加入し、保険料を納めなければなりません。しかし、学生である期間については「学生納付特例制度」が利用でき、本人所得が一定以下の学生は納付が猶予されます。猶予期間は4月から翌年3月までの1年間で、過去2年分(2年1カ月前)までさかのぼって手続きをすることができます。利用を希望する人は、次の必要書類を持参し、町町民課または宮古年金事務所で申請手続きを行ってください。
※猶予された期間は受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。年金額を増やすためには、10年以内に追納する必要があります。
▷必要書類 ▶在学証明書または学生証(有効期限と学年が記載されたもの)▶年金手帳など基礎年金番号がわかるもの▶印鑑
※昨年度申請した人には、4月初めに申請書が送付されます。
◆問い合わせ 町町民課住民記録係(内線122)へどうぞ。

施設の名称が変わります

町では、公民館と併用していた3施設を地域コミュニティ活動の拠点として活用できるよう、公民館の併用をなくし、施設名称を1つにしました。

この3施設では、4月から産直市やフリーマーケットなど、より地域に根差した幅広い活動を行うことができますので、お気軽にご利用ください。

3月までの施設名称		4月からの施設名称
船越公民館兼 船越防災センター	→	船越防災センター
織笠公民館兼 織笠コミュニティセンター	→	織笠コミュニティセンター
豊間根公民館兼 豊間根生活改善センター	→	豊間根生活改善センター

施設を利用する際の申込方法や利用時間などについては変更ありません。ご不明な点はお問い合わせください。

◆問い合わせ 町生涯学習課社会教育係(☎82-3111内線625)へどうぞ。